

第1章 計画策定の目的・位置づけ

1-1 立地適正化計画策定の概要

近年、急速に進む少子高齢化や人口の減少、地域経済の低迷など、本町を取り巻く環境は厳しさを増しており、変化も速度も速まっています。

こうした状況の中でも、住民の皆さんが、地域との繋がりを持ち、持続可能なまちづくりを進めることが大切です。

そのため、今後の理想的な都市のあり方として、人々の住まいや公共施設、医療施設、商業施設等を一定の範囲に収め、市街地の空洞化を防止しようとする取り組みが「立地適正化計画（以下「本計画」という。）」です。公共交通等も含め都市全体の構造を見直そうとするもので、「都市計画マスタープラン」の高度化版として位置付けられます。

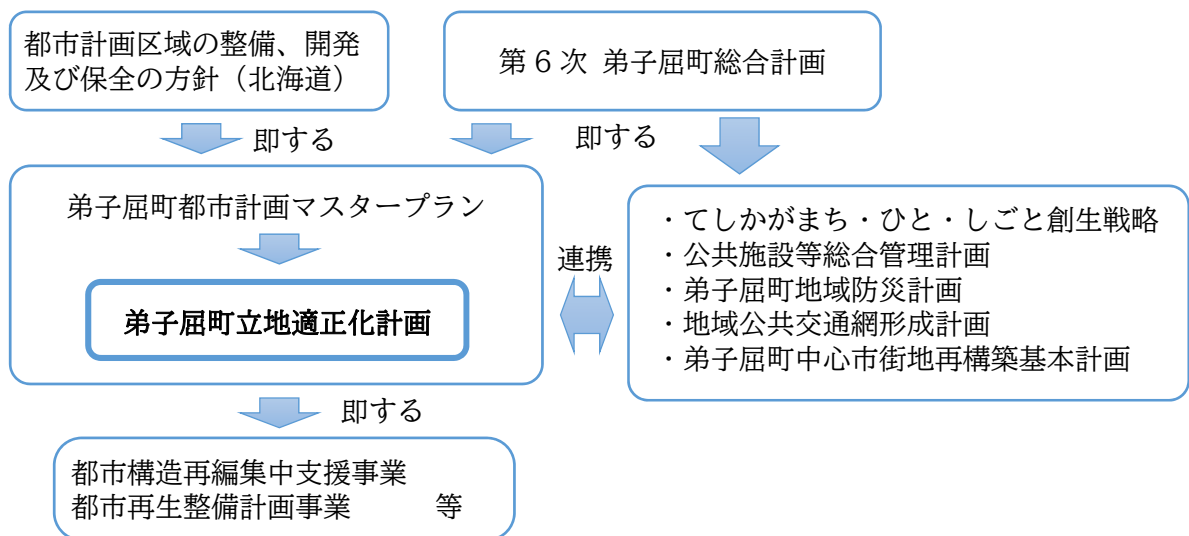
1-2 計画に定める事項

立地適正化計画に記載する事項は以下の通り定められています。

- ①立地適正化計画の区域
- ②住宅及び都市機能の増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ③防災指針
- ④都市の居住者の居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）
- ⑤都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（都市機能誘導区域）
- ⑥都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）
- ⑦居住の誘導や誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策

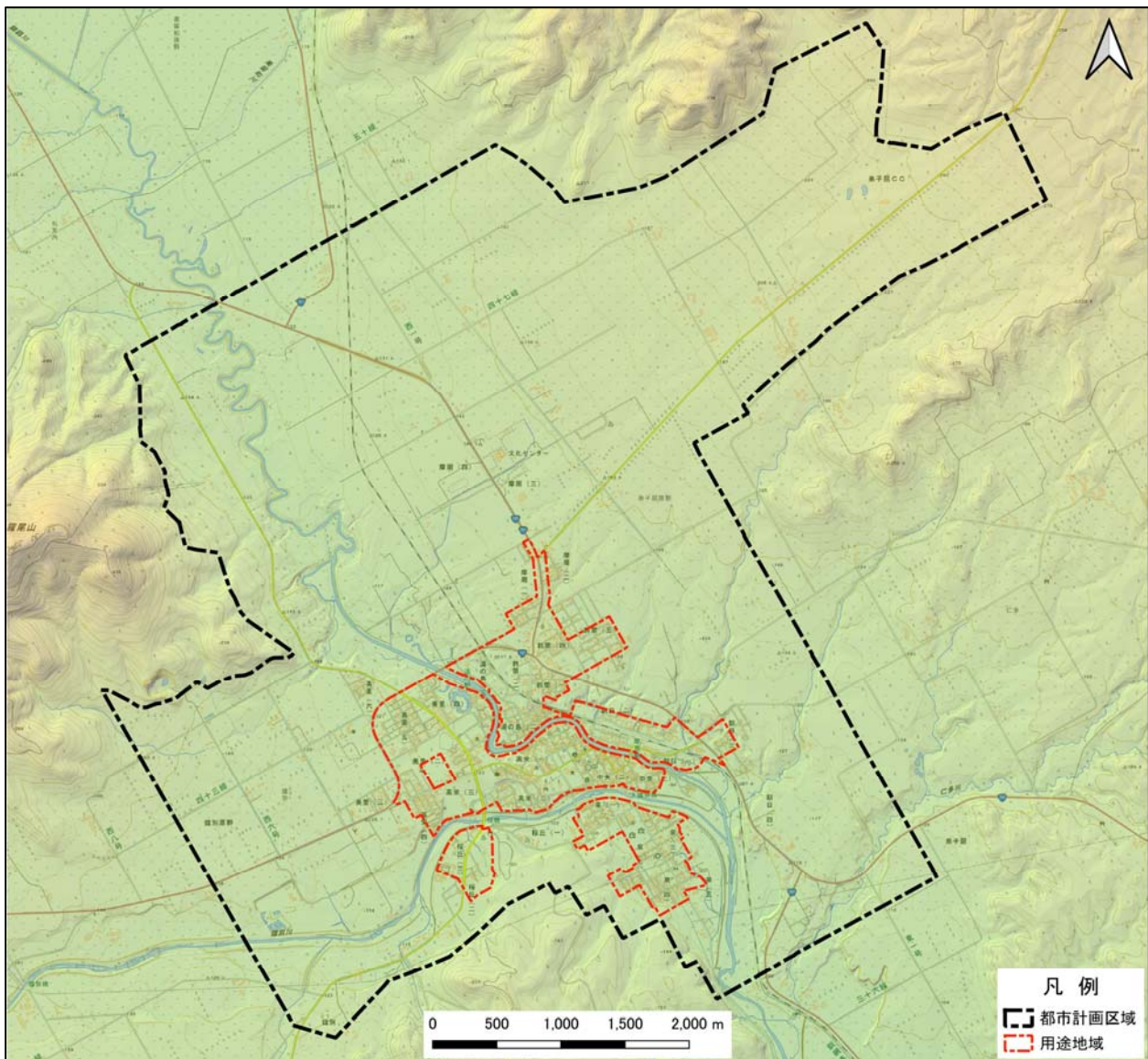
1-3 計画の位置付け

弟子屈町立地適正化計画は、弟子屈町都市計画マスタープランの高度化版として位置付けられる計画で、上位計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「第6次弟子屈町総合計画」に即して策定された都市計画マスタープランで定めた都市像を実現するため、特にコンパクト・プラス・ネットワークの視点を踏まえ、具体的な取り組みを定めたものとなります。



1-4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域全域とします。



1-5 計画の目標年度

本計画の計画期間は令和5年(2023年)から20年後の令和25年(2043年)とします。また、社会情勢の変化や、本計画の上位計画である都市計画マスタープランの改定があった場合は、必要に応じて立地適正化計画の見直しを行うものとします。